

## 平成29年度第2回健康ちば地域・職域連携推進協議会 議事録

- 1 日 時 平成30年3月23日（金） 午後1時30分から3時
- 2 場 所 千葉県教育会館203会議室
- 3 出席者等 委員18名、オブザーバー20名、事務局9名 計47名
- 4 議 題
- (1) 健康ちば21（第2次）の中間評価について
  - (2) 今後の健康ちば地域・職域連携推進協議会の取組について
    - ①保健所圏地域・職域連携推進事業の取組について
    - ②職域等の取組について
  - (3) その他

### 5 結果概要

#### 議題（1）健康ちば21（第2次）の中間評価について

##### ○委員

議題の（1）、健康ちば21（第2次）中間評価について事務局から説明をお願いしたい。

##### ○事務局 【資料1、2、3、4、5に基づき説明】

資料1をご覧ください。県の健康増進計画である「健康ちば21（第2次）」は平成25年度から34年度までの10年計画であり、5年目の今年度に中間評価を実施した。実施の経過として、昨年度第2回の本協議会で評価指標項目の確認、評価方法の検討を行い、今年度に入り、8月には第1回の協議会で取組評価への意見をいただいた。いただいた意見を基に中間評価・計画の見直し（案）を作成した。

11月には、生活習慣アンケート調査を実施、同月に作業部会を開催し、今後推進すべき施策の方向性についてご意見をいただいた。作業部会でのご意見を踏まえ、中間評価報告書（案）を作成し、2月には今年度の生活習慣アンケート調査の結果である速報値を用いた報告書（案）について、事前意見の照会を行った。

また、アンケート調査結果の速報値を用い、保健所圏地域・職域連携推進事業担当者会議で、二次医療圏の現状と課題、その対応と対策について検討を行った。委員の皆様からいただいたご意見を基に修正し、本日の協議会で、報告書の最終案をお示しさせていただく。今後、来週には、生活習慣アンケート調査結果及び中間評価報告書を公表する予定である。

資料2、平成29年度の生活習慣アンケート調査結果概要について、今年度は、これまでの調査と異なり、対象者を6,000人から16,000人に拡大したことで、保健所圏毎の結果が見ることができるようになった。本日は、調査結果のうち、健康ちば21（第2次）の指標になっている部分の平成27年度と29年度の結果の変化を資料2の2枚目

でお示しした。

次に資料3で、中間評価の結果の概要をお示しする。2月に事前意見照会をさせていただいてから大きく修正したのは、平成28年の都道府県健康寿命が公表されたため、数値を更新している。男女とも健康寿命は伸びているが、健康寿命の伸びが平均寿命の伸びを上回ることが重要で、1年当たりの伸びを比較すると、男性で下回っている状況である。各施策の取組を一層推進し、健康寿命の延伸を目指していきたい。

健康格差の縮小については、県内市町村の健康寿命（65歳平均自立期間）の最長と最短の差でみており、計画策定時の平成22年と直近値の平成25年では、男性は現状と変わらず、女性は差の開きが見られている。地域の健康課題に取り組むことで地域差の縮小を目指していきたい。

また、各施策について、評価指標の達成度が策定時よりも悪化しているものや改善傾向にあっても目標まで更なる推進が必要なものについて、重点的に取り組むこととした。

県民にもわかりやすく、中間評価の結果を周知していくため、「目指そう！元気ちば」のキャッチフレーズを設け推進していきたい。

資料4は、事前にいただいたご意見に対し、事務局の考え方を一覧にしたものとなっている。ご意見を反映させたものが資料5の報告書（最終版）となっている。

事前のご意見でいただいたが、健康課題が見られている働く世代へのアプローチを行う上で、事業所や企業に対して働きかけていくことを本文に加筆した。このことについて、具体的なアプローチの方法については、この後の議題2で委員の皆様からご意見をいただきたいと考えている。

#### ○委員

健康ちば21（第2次）中間評価の骨子と協議会委員の皆様からのご意見を反映させ修正した報告書の最終案をご説明いただいた。こちらは今年度中に公表されるとしているが、修正やご意見等があれば、お受けしたいが、いかがか。

（意見なし）

#### ○委員

ないようなので、最終案を公表するということがよいかと思われる。事務局の方で公表に向けて準備を進めていただきたい。

## 議題（２）今後の健康ちば地域・職域連携推進協議会の取組について

### ① 保健所圏地域・職域連携推進事業の取組について

#### ○委員

次に議題の（２）、「今後の健康ちば地域・職域連携推進協議会の取組について」に移る。  
①と②は関連があるので、続けて説明願いたい。まずは①について、事務局からお願いしたい。

#### ○事務局【資料６－１、６－２に基づき説明】

資料６－１をご覧ください。こちらは、本協議会で毎年度ご報告している「保健所圏地域・職域連携推進事業の取組」について一覧にしたものになる。各保健所において、協議会が設置されており、健康ちば２１（第２次）の施策になっているところから、各地域の健康課題に応じたテーマを設け、地域保健と職域保健との共同事業を実施しているところである。ここ数年、喫煙対策・生活習慣病対策を主要なテーマとして取り組んでいる保健所が多くみられている。各保健所、職域保健と連携し、事業を展開しているところだが、資料の中でご紹介させていただく。また、３市の保健所もそれぞれ共同事業を実施している。

各保健所の取組の詳細や事業の成果と課題については、資料６－２にまとめているので、後ほどご覧ください。

各保健所から事業の成果として、職域保健と連携することで、地域保健だけでは介入できない事業所等に啓発の機会を得ることができたといった声が複数聞かれている。

ただ、課題として、小規模事業所において、健康づくり・普及啓発を進めるのが難しい、セミナーや講座を開催しても、２０代、３０代の参加が少なく、若い世代にどのように情報を届けるかが課題といった声も複数聞かれている。

中間評価の結果としても、働く世代への働きかけとして、従業員の健康づくりに取り組む事業所や企業等を増やしていけるよう施策を推進していくという方向性を示している。

本日は、医療保険者と職域保健関係機関の委員の皆様から各ご所属における事業所や企業等への健康づくりに関する取組や、会員の方々への情報提供のツールがあればご紹介いただき、今後、働く世代への効果的なアプローチを検討する上で、広くご意見をいただければと思っている。

### ② 職域等の取組について

#### ○委員

続けて、②職域等の取組について、医療保険者と職域保健関係機関の委員の皆様から、各所属における事業所・企業等への健康づくりに関する取組や資料７に一覧になっている、会員の方々への情報提供のツール等をご紹介いただければと思う。

#### ○健康保険組合連合会千葉連合会 委員

県内３４健康保険組合で組織されている。３４保険者がいろいろと事業をやっているが、千葉県医業健康保険組合の取組についてご報告したい。

当組合は、医療関係、医科の部分で構成された健康保険組合であり、現在の加入事業所として、県内545事業所、被保険者数は約54,000人、被扶養者は約22,000人となっている。業種は医科のため、健康づくりというものを前面に出して広報するのは若干抵抗があるところだが、保険組合としては医療費の削減等あるため、各加入事業所の被保険者及び被扶養者の健康増進を目的に、疾病予防や対象事業を積極的に広報等、参加を呼びかけている。

また、データヘルス計画、第3期特定健診・特定保健指導についてご報告したい。

特定健診については、平成28年度実績で、被保険者は90%強、被扶養者は約19%、全体では実施率80.8%となっている。特定保健指導については、約2.3%と低迷していたが、平成29年度は業者に一部委託と組合加入者で保健指導のできる医療機関、自分の職場の保健指導対象者及び近隣の組合加入者の保健指導対象者に保健指導を行った場合については、利用券の他に1万円の補助を組合からしている。その結果、実施率は約5.8%に上がった。29年度は、2桁は確実となっている。

特定健診が始まった当初、当組合は、他の業種よりは健康に関心のある業種かと思っていたが、実際はそうではなかった。特定健診・特定保健指導の実施率は当初非常に低迷していた。結果をデータでいただくのに、データ提供料を増設したり、文書や電話、人数の多いところへは実際に訪問をしてお願いをしてきた。結果、年々提出率が上がってきた。最終的に成果が出たのは、電話や文書もあったと思うが、直接事業所へ赴き、責任者に実情をお話しし、理解を得るといったところだったと思う。特に特定保健指導については、時間中に指導を受けるということ、事業主等の理解を得たということが大きかったと考えている。

それから、疾病事業を実施しており、疾病予防として人間ドッグ、インフルエンザの予防接種、麻疹・風疹予防、結核予防をやっている。

29年度から、禁煙治療の補助金を始めた。禁煙治療中に1回1万円を支給する。補助金を始めるにあたって、JTの出している喫煙率を参考にした。当組合の女性の喫煙率が全国、県よりも圧倒的に高いことが分かった。実情はよくわからないが、看護師さん等が夜勤のある中で喫煙を覚えたというのも出ている。

健康増進事業としては、バスハイキング、野球大会、卓球大会、バレーボール大会、ボーリング大会等を行っている。バスハイキングは、被保険者とその家族を対象に年2回している。

県の方でやっただけの各種アンケート、ビッグデータ、そういった統計を参考にしていきたいと思っている。

#### ○委員

特定健診の受診率が80%以上、かなりいろいろ努力されて80%ということで素晴らしいなと思いつながりお聞きした。

喫煙率についてはかなり高いとのことだが、具体的には何%くらいか。

#### ○委員

JTの出している千葉県の平成28年度の喫煙率、40歳以上の方だが、男性が千葉県23.7%に対して当組合は29.1%、女性が7.8%に対して、18.4%であった。

○委員

看護師が多く、夜勤でストレスも多く、たばこを覚えたというお話があったが、今は、ほとんど病院は敷地内禁煙になっているので、夜勤で敷地外に出るのは難しいとは思っているが、やはり夜勤で多いというコメントがあるのか。

○委員

もしかしたら、それは古い情報かもしれないが、ニコチン依存症の施設基準をとっていない病院で敷地内禁煙等をとっていないところもあると思われる。これから、敷地内禁煙が進んでいけばと思っている。

○委員

患者さん等へ、たばこについて、いろいろと説明をしていただかないといけないような業種なので、積極的に下げてくださいと思う。

○全国健康保険協会千葉支部 委員代理

協会けんぽ千葉支部で、事業所向けに行っているアプローチの方法ということで、ご紹介したい。日本年金機構で保険料納付していただくために事業所へ月1回納付書を送っているので、それを送る際に協会けんぽの広報紙を同封している。

また、事業所に協会けんぽサポーターという立場で、協力していただく健康保険委員の登録をお願いしている。全県で2,060人ほどおり、その方々へ制度が変わったり、協会けんぽの取組を3カ月に1度、健康保険委員あてに送っている。

また、今、第2期のデータヘルズ計画を実施しているところだが、第1期の方では、協会けんぽの加入者の喫煙率、平成24年の数値だが、男性が46.6%、女性が20.6%と、合わせて37.6%と、男性37位、女性45位と、特に女性の喫煙率が全国と比較して非常に悪かったということで、禁煙対策、喫煙率の割合を減らすことを目標に取組を行っている。取組の一環として、健康経営の普及促進ということで、事業所を訪問し、健診の受診や保健指導の実施等、いろいろな取組をしていただき、宣言をしていただいている。その中に禁煙の取組を入れている。訪問の実施については、今年度330事業所に宣言していただくことを目標にしており、30年1月末現在で581事業所を訪問させていただき、健康な職場づくり宣言をしていただいた事業所が339事業所、今日現在で342事業所に宣言をいただいている状況である。

この宣言については、宣言書があり、宣言事項が9項目あるが、9項目全てやっていただく必要はなく、できるもの、やろうと思うものに丸をつけてやっていただく。できるだけハードルを低くして、宣言事業に取り組んでいただくようにしている。宣言いただいた事業所に対して、禁煙のセミナーに伺ったり、出張運動セミナーで、会社の中で簡単にできるストレッチや筋トレなど、委託している事業所が1時間程度実施している。

また、4半期に1回、健康タイムズで健康づくりに取り組んでいる事業所の事例の紹介や、健康づくりに有効と思われるような情報等を宣言事業所に対して、送っている。

今後は、健康づくり宣言事業所を増やしていくことに併せて、宣言するだけでなく、実際に取り組んでいただくことが重要なため、協会けんぽの支援も拡大していき、健康づくりのきっかけにさせていただけるような取組を進めていこうと思っている。

資料にはないが、訪問する際に、事業所の健康診断カルテという、事業所の健診結果や医療費の状況がどうなっているのか、他の健診機関の平均と比較してどういう位置にあるのかを提供して、きっかけづくりとして使わせていただいている。こういったものをブラッシュアップして、提供していき、経年変化が見えるように今後していきたい。経済産業省でやっている健康経営優良法人に認定される事業所も、今現在協会けんぽ加入事業所で15事業所認定を受けており、こういった事業所を増やしていきたいと考えている。

○委員

339社が健康づくり宣言をしているということだが、だいたい何%くらいになるか。

○委員代理

65,000くらいの事業所があり、協会けんぽに加入している事業所は9人未満の事業所が約8割ということで、なかなか事業所の数としては正直少ないというのが実態である。こういった事業所を増やしていきたい。

○委員

少ないということですが、素晴らしい取組だと思って聞いていた。このような取組を始めて、宣言されて、その前と後で実態が変わってきているという実感はいかがか。

○委員代理

全ての事業所がというわけではないが、禁煙に取り組んでいる事業所、禁煙手当を出して禁煙する方が増えているとか、個別でみるとそういった成果が見えているが、全体として例えば事業所の健診結果がどうであるとか、医療費がどうかといったところまでは、宣言事業が始まってそんなに経っていないため、今の時点ではそういった数字の変化が見えるというところまでではない。

○委員

急がなくても、ゆっくり検証していただければ、素晴らしいなと思い質問させていただいた。

○千葉産業保健総合支援センター 委員

当センターは各都道府県に1か所設置されている。産業保健総合支援センターと地域産業保健センターがある。50人以上の事業場と50人未満の事業場とで分けて説明をさせていただく。

50人以上の事業場については、産業保健総合支援センターが6つの支援をしている。

まずは、産業保健・衛生管理関係者に対する専門的研修等として、産業保健に関する研修を専門家をお願いして、年100回開催している。毎回受講者が20～30人いるので、年間2,000～3,000人が受講している極めて質の高い研修である。

次は専門的相談対応とあるが、産業医学やメンタルヘルス等あらゆるものに対して対応できる相談員を委嘱し、相談対応している。1,000～1,500件位対応している。

次にメンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問ということで、実際事業所に行き、産業カウンセラー等の資格を持った専門スタッフが実際に個人面談したり、事業所のメンタルヘルス対策についても指導するというものである。

次に、治療と職業生活の両立支援であるが、昨年から事業の中で一番重視している事業である。今年度から新たに両立支援コーディネーターという方を雇用することができるようになった。

その他、産業保健に関する情報提供などを実施している。

次に50人未満の事業場について、産業医がいないため、産業医の代わりに地域産業保健センターが、産業保健サービスを提供している。地区医師会にお願いして、労働基準監督署がある県下9地域に設置している。労働者の健康管理に係る相談対応や健康診断結果についての医師からの意見聴取として、健診結果を見て、就業判定や保健指導をするという事業をしている。これが一番メインとなる事業である。県下10,000人近い働く方の対応をしているところである。

次に、長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導を実施している。産業医がいないところでは、地域産業保健センターが対応している。

最後に、個別訪問による産業保健指導の実施であるが、50人未満の事業場は産業医がいないため、実際、医師、保健師等の専門家が事業場を訪問して、産業保健指導を実施している。

そのための基盤として、事業場へ約2,500か所、産業医900人を登録している。また、メールマガジンを配布しており、約1,500件、年10~12回発信している。これらにより県下の事業場で働く方の健康の保持増進を図っていきたいと考えている。提供しているサービスは全て無料のため、是非ご利用いただきたい。

#### ○委員

いろいろ支援をされているというご報告をいただいた。従業員が50人以上いるところとそれ以外のところで、産業保健センターが扱われる事業所はどのくらいの数があるのか。

#### ○委員

トータルで、健康診断の結果による就業判定をしているのが、約10,000人。会社で言うと1,000社くらいかと思われる。

#### ○千葉商工会議所連合会 委員

当連合会は、県内21ある商工会議所との連絡調整なので、直接事業所や企業に向けた情報発信はしていないが、21の会議所に45,000人の会員がいるので、何か周知をする際には、21の会議所を通じて情報発信している。

今、健康経営の周知というところに力を入れてきている。人手不足が深刻化している中で、従業員を大事にするということが一つ、もう一つは、従業員が途中で倒れてしまい、補充がきかないと経営にとって深刻なダメージになるということがあり、健康経営を推進していくこととしている。健康保険組合連合会、協会けんぽ、中小企業が主な会員である商工会連合会や中小企業団体中央会、商工会議所連合会の5つで連携協定を結んで、普及啓発に取り組んでいるところである。

小規模な事業所がほとんどなので、協会けんぽの健康職場づくり宣言については、21の会議所を通じて積極的に取り組んで欲しいと伝えているところである。

資料7に記載してある、希望する情報等について、いろんな事例、成功事例、上手くいかなかった事例を多く企業に届けられれば良いなと思って記載した。

その他、県内6つの経済団体で、東京オリンピック・パラリンピックの成功を目指して協議会を設立した。県内各地でスポーツや健康イベントが行われる際に、自分の健康をチェックしたりできるブースを協会けんぽさんと一緒に作って、意識を高めてもらっていこうという活動を積み上げていきたい。

#### ○千葉商工会議所連合会 委員

当連合会は、県内21ある商工会議所との連絡調整なので、直接事業所や企業に向けた情報発信はしていないが、21の会議所に45,000人の会員がいるので、何か周知をする際には、21の会議所を通じて情報発信している。

今、健康経営の周知というところに力を入れてきている。人手不足が深刻化している中で、従業員を大事にするということが一つ、もう一つは、従業員が途中で倒れてしまい、補充がきかないと経営にとって深刻なダメージになるということがあり、健康経営を推進していくこととしている。協会けんぽ、中小企業を対象としている商工会連合会、中小企業団体中央会、商工会議所連合会の5つで連携協定を結んで、普及啓発に取り組んでいるとことである。

小規模な事業所がほとんどなので、協会けんぽの健康職場づくり宣言については、21の会議所を通じて積極的に取り組んで欲しいと伝えているところである。

資料7に記載してある、希望する情報等について、いろんな事例、成功事例、上手くいかなかった事例を多く企業に届けられれば良いなと思って記載した。

その他、県内6つの経済団体で、東京オリンピック・パラリンピックの成功を目指して、スポーツや健康イベントが県内各地で行われるが、その際に自分の健康をチェックしたりできるブースを作って、意識を高めてもらっていこうという活動をこれからも積み上げていきたい。

#### ○委員

いろいろな試みをされているというご報告であった。県にある21の商工会議所のなかで、いくつくらい協会けんぽの健康な職場づくり宣言をしているのか。

#### ○委員

自分たち連合会もしているが、ほとんど全部していると思われる。

#### ○千葉商工会連合会 委員代理

当連合会は、40の商工会の連合会のため、事業所は会員としていないため、情報提供としては、当会のホームページでの周知が主なものになる。

40の商工会のうち約半分が町村に、半分が市にあるという状況。地区として商工会議所とは重複はしていないが、商工会の地区は商工業者、いわゆる事業者が40,000弱くらいある。そのうち約半分は会員になっているが、そのうちの約85%が小規模事業者である。そのため、従業員のための健康部署を設けるのはなかなか難しい状況にあるかと思う。



町村部が多いため、従業員の雇用維持も難しく、従業員の健康づくりまでできていない状況があると思われる。

当会として、各機関からの周知依頼については、40の商工会が広報等を持っているので、健康増進等に限らず周知をお願いすることはできる。ただ、各商工会で広報の時期やタイミングが異なるため、お願いできるのであれば、前もって2～3カ月前に依頼してもらえれば対応はできるかと思われる。タイミングが合わないこともあるので、各商工会が必ずできるかどうかはご容赦いただきたい。

○委員

ホームページでの情報提供となると、リニューアルとかのタイミングによって情報提供できるかどうかというのがあるか。

○委員代理

当会のホームページであればできるが、当会のホームページより各地区の広報の方が見ると思うので、そちらに載せていただけるのが一番いいと思われるが、各商工会のタイミングがあるので、ご依頼いただくのであれば、原稿を作っていたいただければ載せやすいというのがある。

○委員

職域団体等の報告をしていただいた。具体的なことをされていることがよく分かった。全体を通して何かご質問等あるか。

○事務局

成功事例や失敗事例の情報提供があるとよいのではないかとのご意見をいただいたが、県では事業所や企業から事例を集めるルートがない状況なのだが、皆様から情報提供いただくことは可能か。

○委員

看護協会では、数年前に禁煙対策として学生時代から取り組めるよう、学生自身が学んで、それを県民に指導する等の「たばこ対策事業」に取り組んだ。少しずつ効果も出てきているので、そういった事例を提供できると考えている。

○委員

当会では、54市町村国保と3国保組合に向けての広報誌「房総の国保」を月1回発行しており、30年度の計画では市町村が取り組んでいるいろいろな保健事業等を年2～3回特集を組むことを計画しているので、そういったものから探知していただけたらいいと思われる。

○委員

事務局から各団体へ好事例があったら教えてほしいということで連絡があったら、報告するというのでよいか。

○事務局

事務局から照会をかけさせていただきたいと思う。

○委員

来年から取り組んでいくのに、具体的な内容のお話を聞くことができた。

それでは、いただいたご報告を基に、県で事業計画を立て、次年度の第1回目の協議会で報告をお願いしたい。

(3) その他

○藤澤会長

その他として事務局から何かあるか。

○事務局【資料8に基づき説明】

協議会委員の委員就任について年度毎の依頼としていたが、要綱の時限に合わせ、平成32年3月31日まで継続してほしい。次年度の年度当初に、現委員の皆様に文書により平成30から31年度までの委員就任依頼をしたい。異動等により、委員の変更が必要な場合は後任の方をご推薦いただきたいと考えている。

○藤澤会長

事務局からの提案でよろしいか。

(異議なし)

○藤澤会長

本日の議事は全て終了した。ありがとうございました。